

議案第69号

鹿児島県歴史・美術センター黎明館協議会条例制定の件

鹿児島県歴史・美術センター黎明館協議会条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県歴史・美術センター黎明館協議会条例

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、鹿児島県歴史・美術センター黎明館に鹿児島県歴史・美術センター黎明館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、観光・文化スポーツ部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

鹿児島県歴史・美術センター黎明館協議会を設置するため、この条例を制定しようとするものである。